



改正石綿則への対応

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

石綿障害予防規則(石綿則)で義務付けられている作業開始前の石綿含有の有無の事前調査など、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置が実施されていない事例が散見されたことから、解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)等が令和2年10月1日から順次施行されています。今号では、事前調査について取り上げます。

+ 図表 1



+ 事前調査は施工業者から調査者へ

事前調査は、概ね次のよう経過しました。

- 令和3年4月1日施行
工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化)
- ◇ 建築物の解体・改修などの工事対象となる、すべての材料について、石綿含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存する必要
- ◇ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示
- 令和4年4月1日施行
工事開始前の労働基準監督署への報告
- ◇ 報告が必要な工事
 - ① 解体部分床面積80㎡以上の建築物解体工事
 - ② 請負金額100万円以上の建築物の改修工事
 - ③ 請負金額100万円以上のトンネル天井板等の工作物解体工事・改修工事 ※④は略



令和5年から令和8年にかけて、次の内容が施行されます。

- 令和5年10月1日施行
工事開始前の石綿の有無の調査
- ◇ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要
- ◇ 建築物の事前調査を実施できる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
一般建築物石綿含有建材調査者の講習内容に加えて、実地研修や、口述試験を追加したもので、全ての建築物の調査を行う資格
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習を修了した者で、全ての建築物の調査を行う資格
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 令和8年1月1日施行<<要点>>
(基発0112第2号、令和5年1月12日)
- (1) 工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象(第3条第4項関係)
 - ① 本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件の対象
- ア 特定工作物(石綿則第4条の2第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚労省告示第278号)に掲げる工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚労大臣が定めるものであり、石綿則第4条の2に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物))の解体等の作業
- イ 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業
 - ② 本項の「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業」には、塗料の剥離のほか、モルタル及びコン

クリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等が含まれるものであること。

(2)工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生大臣が定めるものの具体的な要件(第3条第4項及び第7項第11号関係)本項の**工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者**として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めること。

建築物石綿含有建材調査者講習修了者は、すでに11万人を超えています。

「別途告示において定める」とは、「令和4年度建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会(告示事項)」から一部を抜粋すると、特定工作物告示(令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物によって事前調査の資格が異なる内容になっています。

対象工作物	事前調査の資格
建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ○炉設備 ○電気設備 など	■工作物石綿事前調査者
建築物一体設備等 ○煙突 ○トンネルの天井板 ○鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)など	■工作物石綿事前調査者 ■一般建築物石綿含有建材調査者 ■特定建築物石綿含有建材調査者

事前調査結果報告システムをはじめとして、石綿に関することは石綿ポータルサイトで確認してください

+ 図表 2

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。



石綿総合情報ポータルサイト

検索

+ 特管物責任者は「常駐」から「リモート」へ

解体工事の施工は現場によって、レベル1~3と異なりますが、廃石綿等の排出に伴う管理は共通ですから、環境省の通知を紹介します。

特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、法)第12条の2により、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない、とされています。

令和5年3月、環境省から「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」(環循適発第23033125号・環循規発第23033110号、令和5年3月31日)が発出されました。

「第3 技術管理者及び廃棄物処理責任者の職務の実施について」の中で、廃棄物処理施設技術管理者をはじめ産業廃棄物処理責任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の配置について、法令解釈の明確化を図っています。通知の冒頭を抜粋します。

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、(中略)廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、**実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である。**デジタル技術を活用した確認の方法としては、例えば、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことなどが考えられる。



この内容を踏まえて、「産業廃棄物処理対策の強化について」(平成2年4月26日付け衛産31号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)の一部が次のように改正されました。

改正後	改正前
4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について (1) 略 (2) (前段略) なお、 技術管理者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとして差し支えない が、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずるなどその職務の遂行の徹底を期すこと。	4 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について (1) 略 (2) (前段略) なお、技術管理者を置かなければならない施設には、 専従の技術管理者が常駐していることが必要 であり、その徹底を期すこと。

『当該改正内容は、一般廃棄物処理施設に置かなければならないとされている技術管理者において準用することをもとより妨げるものではなく、法第12条第8項及び**第12条の2第8項において置かなければならないとされている産業廃棄物処理責任者及び特別管理産業廃棄物処理責任者についても同様の取扱いとする。**』(原文：特別管理産業廃棄物処理責任者→環境省より訂正：特別管理産業廃棄物管理責任者)とされました。

デジタル原則を踏まえて、適正な管理に支障がないような措置を講ずることにより、処理状況の現地確認などに替えて、オンライン確認が可能になりました。今後は管理方法の見直しが必要かもしれません。

【出典】

図表1：石綿ポータルサイト「改正ポイント」

図表2：リーフレット「事前調査結果の報告が施工業者の義務になります!」より抜粋

イラスト：かわいいフリー素材集いらすとや

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者